広島県行政手続条例が改正されました！

広島県行政手続条例（平成７年広島県条例第１号）の一部が改正され，平成２７年４月１日から施行されます。

処分又は行政指導に関する手続について，県民の権利利益の保護の充実を図るため，次のような規定が整備されました。

・行政指導を行う際に**相手方に明示すべき事項**の追加
・法律又は条例の要件に適合しない**行政指導の中止等を求める制度**
・法令に違反する事実の是正のための**処分又は行政指導を求める制度**

1　行政指導の方式（広島県行政手続条例第３３条第２項）

県の機関が行政指導をする際に，許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは，行政指導の相手方に対して，当該権限を行使し得る根拠条項・要件・理由を示さなければならないものとしました。

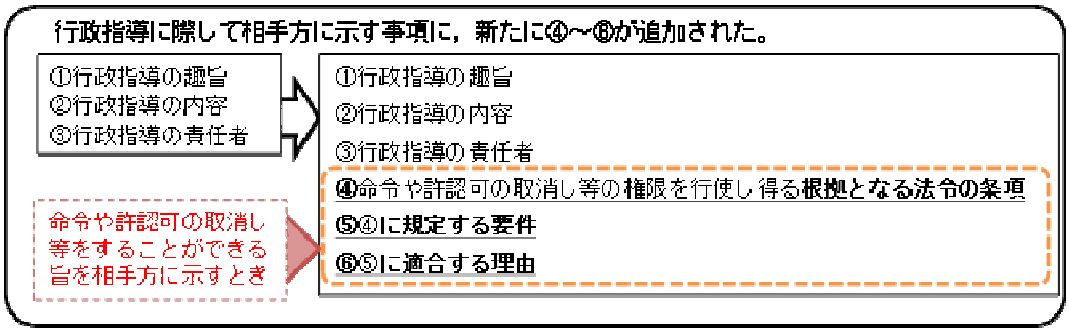

【適用対象】県の機関が行う行政指導全般

2　行政指導の中止等の求め（広島県行政手続条例第３５条）

法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に，その相手方は，当該行政指導の中止等を求めることができることとしました。

【適用対象】

県の機関が行う行政指導のうち，法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって，法律又は条例に根拠となる規定を有する行政指導

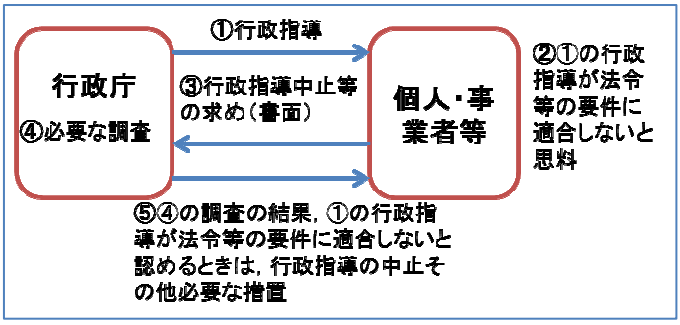

3　処分等の求め（広島県行政手続条例第３６条）

誰でも，法令違反の事実を発見した場合には，是正のための処分又は行政指導を求めることができることとしました。

【適用対象】

〇処分の求めの対象

広島県行政手続条例の適用対象となっている処分（条例又は規則に基づく処分）

※法律，政令等に根拠となる規定が置かれている処分を求める場合は，行政手続法第３６条の３に基づく処分の求めを行うこととなります。

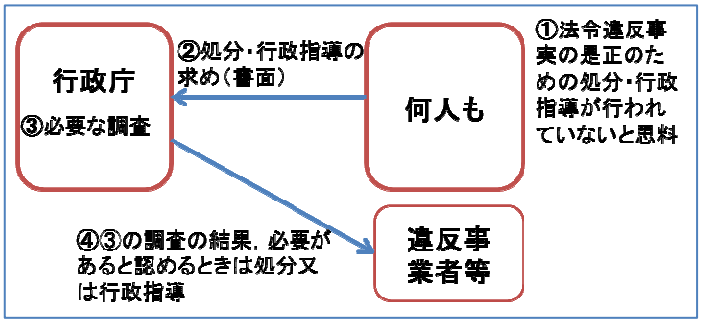

〇行政指導の求めの対象

県の機関が行う行政指導のうち，法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって，法律又は条例に根拠となる規定を有する行政指導

【お問合せ先】

●行政指導の中止等の求め・処分等の求めを行いたい場合

各行政指導・処分を所管する各課・事務所等までお問合せください。

●広島県行政手続条例について

広島県総務局総務課法制グループ（広島県庁本館１階）　電話　082-513-2233
ＦＡＸ　082-502-0652　　E-mail sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp